

地震に対する備えはお済みですか？地震保険は、地震・噴火原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害を補償

地震保険のお支払いについて

■保険金をお支払いする場合

地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象に生じた損害が全損、半損または一部損^(注)となった場合

事故例



地震による火災で建物が焼失した



地震で建物が損壊した



地震による津波で建物が流された



地震で家財が損壊した

(注)「全損」「半損」「一部損」の認定について

地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために一般社団法人 日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従って認定します(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)

建物の「全損」「半損」「一部損」とは

全損



地震等により損害を受け、主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害の額が、その建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積がその建物の延床面積の70%以上となった場合

半損



地震等により損害を受け、主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積がその建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合

一部損



地震等により損害を受け、主要構造部（上記に同じ）の損害の額が、その建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け、建物の損害が全損または半損に至らない場合

※門、塀または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は補償されません。

家財の「全損」「半損」「一部損」とは

全損



地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の80%以上となった場合

半損



地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の30%以上80%未満となった場合

一部損



地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財全体の時価額の10%以上30%未満となった場合

※イラストはイメージです。

■お支払いする保険金の額

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、半損または一部損）に応じて地震保険の保険金額の一定割合（100%、50%または5%）をお支払いします。

損害の程度	全 損	半 損	一 部 損
保険金の額	地震保険の保険金額 × 100% (時価額が限度)	地震保険の保険金額 × 50% (時価額の50%が限度)	地震保険の保険金額 × 5% (時価額の5%が限度)

- ◆損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。
- ◆損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。
- ◆損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が7兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する7兆円の割合によって削減されることがあります。(平成27年2月現在)
- ◆72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これを一括して1回の地震等とみなします。

■保険金をお支払いしない主な場合

地震等により保険の対象が損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害の場合には保険金をお支払いしません。

地震保険料控除制度について

個人契約の場合、払い込みいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます。(平成19年1月改正)

※地震保険料控除は保険料を実際に払い込みいただいた年に行われます(口座振替の場合、「実際に払い込みいただいた年」は、振替日の属する年となります。)。なお、始期日より前に払い込みいただいた保険料は、実際の払込日ではなく、始期日に払い込みいただいたものとして取り扱われます。

※2年以上の契約で保険料を一括して払い込みいただいた場合、一括払保険料を保険期間(年数)で割った保険料を毎年払い込みいただいたものとして取り扱われます。